

原告になってもいいとお考えの方
下記に記入し、FAXしてください。

(メール、郵送でも結構です)

申し立て費用、弁護士費用は無償弁護活動や賛
同者のカンパ等によりまかさないますので不要です。

若干の手続のための費用だけです。

お送りくださった方にはこちらから詳細をご連
絡します。

FAX **03-3780-1287**

メールアドレス iken.soshou@gmail.com

..... <切り取り不要です>

丸をつけてください

() 原告になります

ご住所

お名前

連絡先

電話

FAX

メールアドレス

原告になるあなたの声を!

安保法制違憲訴訟の会とは



全国の弁護士有志の会です。

政府は憲法に従うべきというのが立憲主義
です。安保法制は立憲主義を踏みにじるもの
で違憲です。人権を擁護し、社会正義を実現
するとの弁護士の使命に思いを致し、立憲主
義違反を放置できないと決意して2015年
9月に本会を立ち上げました。

[共同代表] (50音順)

伊藤 真 (法学館憲法研究所所長)

内田 雅敏 (戦争をさせない1000人委員会事務局長)

黒岩 哲彦 (東京弁護士会元副会長)

杉浦ひとみ (コスタリカに学ぶ会事務局長)

田村 洋三 (名古屋高等裁判所元裁判官)

角田由紀子 (一票で変える女たちの会呼びかけ人)

寺井 一弘 (日本弁護士連合会元事務総長)

福田 護 (厚木基地訴訟副弁護団長)

堀野 紀 (日本弁護士連合会元副会長)

[事務所]

「安保法制違憲訴訟の会」

〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町17-6 渋谷協栄ビル 2階

電話 03-3780-1260 FAX 03-3780-1287

安保法制の違憲性を 争う裁判 「安保法制違憲訴訟」 を起こします

あなたも原告に加わりませんか



あらためて安保法制って何ですか？

安保法制は、新法+既存の法律の変更が併せて11の法律にかかわる立法です。この中に、憲法9条に違反するといわれる集団的自衛権行使を認める法律や「武力と一体になる行動」だから憲法9条に反するとされてきたような後方支援活動（政府は法律上、劣化ウラン弾も、核ミサイルも運べると答弁）を認めた法律などが入っています。

どう憲法に違反しているんですか？

集団的自衛権は憲法9条に違反しています。

集団的自衛権行使は日本が攻撃されてもいないのに、他国を攻撃をすることができるものです。これは交戦権を持たないという9条2項に違反しますし、集団的自衛権の行使が憲法に違反することは歴代内閣の一貫した見解でした。衆議院憲法審査会で3人の憲法学者が「集団的自衛権の行使が許されるとした点は憲法違反」としたとおりです。



この違憲訴訟ってどんな裁判ですか？

裁判所は、憲法81条の違憲立法審査権を使えるのだから、「安保法制は憲法違反だ」と判断してもらえばいいんじゃない、と思いますよね。

でも、日本の従来裁判ではこのような法律自体の憲法判断はできず具体的な権利の侵害が起こること（「事件性」）が必要とされています。たとえば、安保法制によって自衛隊の出動命令が出されたが、その命令に従わない自衛隊員がうけた減給の処分を「その処分は違法だ」と争うような場合がわかりやすい例です。

でも、今回も権利の侵害が起きているということが明らかですので、私たちは二つの形の裁判を起こすことにしました。

- ① 安保法制にもとづく自衛隊の出動を許さないとする差し止めを求める訴訟（差し止め訴訟といいます）
- ② 安保法制によって平和的生存権が侵害されることによって、精神的に傷ついたのでその損害を賠償してほしいと請求する国家賠償訴訟（「国賠訴訟」と略します）

の二つです。



違憲訴訟の原告になりませんか

市民の方々は当然に違憲訴訟の原告になることができます。

安保法制が成立して、私たちは自分の権利が侵害されました。侵害された権利はそれぞれ違うかもしれませんが。

たとえば平和的生存権が侵害されます。

平和な中で心穏やかに生活していたことが侵害されます。自分や家族が戦争に行くのではと不安です。戦争の被害を受けることも、他国の人たちに傷つけることも耐えられません。

戦争で被害を受けた方たちの苦しみ、戦後70年たっても癒されていないことを知るとき、絶対に引き起こしてはいけないことだと心から思っております。

また、安保法制の下では必ず表現や報道の統制が行われ、自由な考え方や意見交換さえ侵害されます。その危険は既に感じられていることと思います。

あなたは、どんな権利がどんなふうに侵害されましたか？

ご一緒に声を上げ、ともに立ち上がりませんか。

